

3月議会 3月議会が開会(2月26日～3月27日)されます。

日本共産党 国に対する3本の意見書を市議会に提出



3月議会の日程

日	曜	議会日程	
26	月	本会議	
2	27	火	一般質問、及び常任委員会資料請求の締め切り
	28	水	常任委員会(資料請求決定)
	1	木	議会運営委員会(意見書の取り扱い)
3	6	火	本会議(一般質問)
	7	水	本会議(一般質問) 日本共産党質問
	8	木	本会議(一般質問)
	9	金	本会議(一般質問予備日)
	12	月	総務文教常任委員会(一般会計予算)
	13	火	総務文教常任委員会(一般会計予算)
	14	水	総務文教常任委員会(一般会計予算)
	15	木	総務文教常任委員会(一般会計予算)
	16	金	総務文教常任委員会
	19	月	都市環境福祉常任委員会(特別会計予算、その他)
20	火	常任委員会(予備日)	
27	火	本会議(委員長報告・採決)	

※日本共産党の一般質問は、**3月7日(火)午後からの予定です。**

意見書は、議会運営委員会において、議員の過半数の賛成があった場合のみ国に上程されることとなります。

安倍政権の下での憲法9条の改憲に反対する意見書(案)

安倍首相は、憲法9条の1項(戦争放棄)、2項(戦力不保持)を残しつつ、9条に自衛隊を明記する改憲を行う考えを表明し、自民党は今年の国会に改憲の発議を進めようとしています。

従来政府は、自衛隊は9条2項で禁止されている「戦力」にはあらず、「自衛のための必要最小限度の実力組織」と説明し、そのため、他国への攻撃にたいし日本が武力を行使する集団的自衛権の行使は認められないとしてきました。

ところが、安倍政権は2014年にそれまでの政府見解を一変し、政権の解釈しだいで集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定を行い、これを2015年の安保法制で法律化しました。これは、憲法の制約に基づいて政治をおこなうという立憲主義に反するものです。

こうしたもて、安倍政権が強行成立させた安保法制を前提に、自衛隊を憲法に明記することは、専守防衛のみならず集団的自衛権を行使できる自衛隊の存在を、憲法上追認するものとなります。さらに、9条2項の「戦力不保持」を空文化し、憲法の平和主義の原理に反して、政権の解釈しだいで際限のない海外での武力行使に道をひらくことになりかねません。

よって安倍政権の下での憲法9条の改憲をやめるよう強く求めるものです。

生活保護基準引き下げの見直しを求める意見書(案)

政府は、2018年10月から3年をかけて生活保護基準を最大5%削減することや、母子加算を月額2万1千円から1万7千円へ大幅に削減することを考えています。政府試算によると、利用世帯の67%で支給額が減り、子どもがいる世帯や高齢単身世帯の削減は大きくなります。都市部の場合、夫婦と子ども一人(3~5歳)世帯の場合は4~5千円、母と子ども2人(小・中学生)世帯の場合は1万円以上、高齢単身世帯でも5~6千円の減額となります。

今回の基準引き下げは、2013年からの生活扶助基準、住宅扶助基準、冬季加算などの削減に引き続くもので、生活保護利用世帯の厳しい生活をさらに追い詰める過酷な仕打ちというほかありません。

特に、子どものいる世帯ほど多く削減されることになり、「子どもの貧困対策基本法」と矛盾したものとなっています。

生活保護基準は、憲法25条第1項のすべての国民に生存権として保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化したものです。同時に、最低賃金、地方税の非課税基準、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動しています。生活保護基準の引き下げは、生活保護利用世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすものです。

政府の引き下げの考え方は、生活保護基準を下位所得層の消費水準に合わせるというものですが、日本では、生活保護基準以下の生活をしている人が極めて多いことから、この層を比較対象とすれば、際限なく生活保護基準が引き下げられ続けることとなります。

また、度重なる生活保護基準の引き下げによって、すでに最低限度の生活を維持し得ていない生活保護利用者を一層追い詰め、市民生活全般の地盤沈下をもたらすものであることから、生活保護基準引き下げの見直しを強く求めます。

原発の再稼働中止と自然エネルギーへの転換を求める意見書(案)

東京電力福島第一原発事故からまもなく7年となりますが、未だに原因究明も尽くされず、事故収束の見通しもたえず、5万人を超える方々が避難生活を余儀なくされています。これまで多くの原発が停止していても電力は足りており、原発がなくても日本は十分にやっつけられることが証明されています。こうした状況の中、どの世論調査を見ても原発再稼働反対は、国民の5割から6割で揺るぎません。

昨年12月広島高裁は、四国電力伊方原発3号機(愛媛県)の運転差し止めを命じる決定を出し、阿蘇山(熊本県)の噴火による影響を指摘し、伊方原発の「立地は不適」と断じたことは、火山大国である日本で原発を動かす危険性を司法が強く警告したものです。しかし、原子力規制委員会は全国40基ある原発のうち、現在稼働している関西電力高浜原発3・4号機(福井県)と、九州電力川内原発1・2号機(鹿児島県)の4基のほか、10基について「適合」を出しています。そのうちの関西電力大飯原発3・4号機(福井県)と九州電力玄海原発3・4号機(佐賀県)については3月以降の再稼働と報道がされています。

しかし、このまま原発再稼働をすすめれば計算上わずか6年で、原発使用済み核燃料貯蔵プールは満杯となります。また、使用済み核燃料を再利用する「核燃料サイクル」は、高速増殖炉「もんじゅ」も廃炉となり、再処理工場の目処もたえず完全に行き詰まっています。高レベル放射性廃棄物の最終処分場を、この地震・火山大国である日本のどこにつくるのか、見通しが全くありません。

よって、政府は国民の命と暮らしを守るだけでなく、「核のゴミ」という点からも、原発の再稼働をすすめる立場を改め、「原発ゼロ」の決断と共に、再生可能エネルギーの飛躍的普及を図ることを求めます。

かたの民報

議会版

2018年2月25日
NO. 1687

【発行】

日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治6-17-13
☎893-6785



さらがい ふみ
星田7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部西2-16-13-310
☎397-3027